

延 監 第 137 号
令和 6 年 2 月 2 日

令和 5 年度

定 期 監 査 報 告 書

(令和 5 年 10 月 ~ 12 月 実 施 分)

延 岡 市 監 査 委 員

令和5年度 定期監査報告書

1 監査の対象

〔総務部〕 総務課

〔市民環境部〕 資源対策課 清掃工場

〔商工観光文化部〕 商業・駅まち振興課 観光戦略課 新財源確保推進室

〔都市建設部〕 高速道対策課

〔北浦総合支所〕 地域振興課 市民サービス課 産業建設課

〔教育委員会〕 図書館 北浦分室 市立小中学校及び幼稚園

選挙管理委員会事務局

2 監査の期間

令和5年10月2日 から 令和6年1月15日 まで

3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江

監査委員 服 部 俊 明

監査委員 中 城 あかね

4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、随意契約の理由は適正か、使用料等の金額算定は適正か、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているか、適正に物品等が管理されているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続、実績報告など）

- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手続、使用料等の徴収など）
- (5) 物品等の管理事務（台帳管理、現物確認など）
- (6) その他（各課室等の固有の事務）

5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和4年度及び令和5年度分（監査日現在まで）である。

6 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略する。

総務部

総務課

事務処理は適正なものと認められた。

市民環境部

資源対策課

事務処理は適正なものと認められた。

清掃工場

事務処理は適正なものと認められた。

商工観光文化部

商業・駅まち振興課

事務処理は適正なものと認められた。

観光戦略課

事務処理は適正なものと認められた。

新財源確保推進室

事務処理は適正なものと認められた。

都市建設部

高速道対策課

事務処理は適正なものと認められた。

北浦総合支所

地域振興課

事務処理は適正なものと認められた。

市民サービス課

事務処理は適正なものと認められた。

産業建設課

事務処理は適正なものと認められた。

教育委員会

図書館

事務処理は適正なものと認められた。

北浦分室

事務処理は適正なものと認められた。

市立小中学校及び幼稚園

次に掲げる 21 校 1 園について監査した結果は、以下のとおりである。

なお、指摘のない事項については、事務処理は適正なものと認められた。

小学校	延岡、岡富、南、東海、川島、港、土々呂、名水、南方、一ヶ岡、伊形、東海東、北方学園、北浦、三川内
中学校	岡富、西階、東海、土々呂、北方学園、三川内
幼稚園	西階

(1) 情報セキュリティに関する事務（名水小学校）

パソコン及び記録媒体取扱い手順書に定められている「記録媒体管理簿」が作成されていなかった。

学校において利用するUSBメモリの数や保管場所、使用者などの状況を把握するため、手順書に沿った適正な管理を行うよう改善を求める。

選挙管理委員会事務局

事務処理は適正なものと認められた。